

2. レビューの取組の進め方

(1) レビューシートを作成

事業所管部局は、令和8年度新規要求事業を含む所管事業について、「1事業1シート」の原則にのっとり、内閣官房行政改革推進本部事務局（以下「事務局」という。）が整備する行政事業レビューシートシステム（以下「RSシステム」という。）を用いてレビューシートを作成する。

事業所管部局は、活動・成果実績、予算の支出先、使途等を踏まえ、事業の点検を行い、その結果をレビューシートに分かりやすく入力する。

作成したレビューシートについては、法第10条に規定する評価書として位置づける。

(2) 外部有識者による点検

外部有識者による点検は、レビューでEBPMを実践するという観点を踏まえて、「アウトカムが適切に設定されているか」、「事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検及び改善が行われているか」、また、「同じ予算でより多くの成果を引き出す工夫はないか」、「より少ない予算で同等以上の成果を引き出す工夫はないか」、「そもそも国費投入の必要はあるのか」等の観点から、外部性を確保し実施する。

チームは、外部有識者による点検を受けるべき事業について選定し、外部有識者に点検を求めるものとし、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、レビューシートの所定の欄に入力する。

(3) 公開プロセス

①公開プロセス対象事業の選定

チームは、外部有識者による点検の対象事業のうち、実施要領に規定される基準に該当するもののほか、事務局が、公開プロセスの候補事業に追加すべきと判断したものから公開プロセス対象事業を選定し、公開プロセスを実施するものとする。

②公開プロセスの進め方

公開プロセスは、長官官房参事官（会計担当）の進行の下で実施し、進行役は、それぞれの事業の点検の冒頭に論点を説明するとともに、議事の公正な進行に努めるものとする。

公開プロセスは、インターネット生中継により公開性を担保することを原則とする。

チームは、公開プロセスにおいて取りまとめられたコメントを、レビューシートの所定の欄に入力する。

(4) チームによる点検及び概算要求等への反映

チームによる点検は、外部有識者による点検結果を踏まえつつ、E B P Mの手法等を活用して、事業所管部局の指導を行い、事業の必要性、有効性、効率性の観点から行う。チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、レビューシートの所定の欄に具体的に入力する。

事業所管部局は、チームの所見を翌年度予算の概算要求や予算執行等に反映させるとともに、その反映状況等について、レビューシートの所定の欄に入力する。

(5) レビューシートの公表

レビューシートは、令和8年度予算概算要求提出期限の翌開庁日までに、R Sシステム上で公表する。

なお、令和8年度予算概算要求に係るレビューシートの公表後に、令和7年度の補正予算が成立した場合には、レビューシートを作成の上、当該補正予算成立後2週間以内に公表する。

3. 基金の点検等

(1) 基金シートの作成

基金所管部局は、基金のうち、独立行政法人、公益法人等に造成された基金について、R Sシステムを用いて基金シートを作成し、点検を行うものとする。

チームは、原則全ての基金事業について外部有識者に点検を求めるものとし、外部有識者による点検の結果を、外部有識者の所見として、基金シートの所定の欄に入力する。

チームは、外部有識者による点検結果も踏まえ、点検を行い、基金所管部局に必要な指導を行うものとする。チームは、点検結果を所見として、所見に至った過程・理由とともに、基金シートの所定の欄に具体的に入力する。

基金シートは、9月中旬までに、R Sシステム上で公表する。

作成した基金シートについては、法第10条に規定する評価書として位置づける。

(2) 執行状況表の作成

基金所管部局は、地方公共団体等に造成された基金について、R Sシステムを用いて執行状況表を作成する。

執行状況表は、9月中旬までに、R Sシステム上で公表する。

作成した執行状況表については、法第10条に規定する評価書として位置づける。

4. スケジュール (予定)

- 5月 外部有識者会合の開催
- 6月中 公開プロセスの実施
- 8月末 令和8年度予算概算要求
- 9月上旬 レビューシートの公表
- 9月中旬 基金シート及び執行状況表の公表

※ 特別な事情により、上記スケジュールによりがたい場合は、柔軟に対応するものとする。